

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成27年1月13日（平成27年（行情）諮問第6号）

答申日：平成29年12月19日（平成29年度（行情）答申第395号）

事件名：高等学校等就学支援金の支給に関する審査会等の委員名が分かる文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

以下に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議（以下「検討会議」という。）の委員名簿

文書2 高等学校等就学支援金の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）の委員名簿

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年8月22日付け26受文科初第1094号により文部科学大臣（以下「文部科学大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 異議申立書

###### ア 先行答申の存在

検討会議につき、今回の開示請求と同一文書の開示請求が以前になされたことがある。

その際、処分庁は法5条5号を根拠に不開示決定を出したが、その処分は情報公開・個人情報保護審査会（以下、第2においては「情報公開審査会」という。）により否定され、「（中略）の委員名が分かる文書（中略）につき（中略）その全部を開示すべきである」とする答申が出されている（平成24年度（行情）答申第419号（以下「先行答申」という。））。

この答申にしたがって処分庁が対象情報を既に開示しているのであれば、本件対象文書（の一部）は既に公表情報のはずである。

本件処分は、先行答申時の経験を踏まえ、処分庁が、法5条5号では情報公開審査会に認められなかったことから、代わりに同条1号及び6号の主張をし始めたものと推察される。しかし、それが重要な不開示理由なのであれば、そもそも先行答申のときに主張していたはずである。そのときには主張せず、後から主張し始めた経緯自体、同条1号及び6号を本来的不開示理由と処分庁が考えていなかったことを示している。この経緯からも、そもそも今回処分庁が主張している同条1号及び6号の妥当性は認められない。その点をおき、具体的に内容に即して検討しても、処分庁が新たに主張するに至った法5条1号及び6号は不開示の根拠として認められない。

イ 法5条1号の不開示事由に該当しないこと

(ア) 審議会等・懇談会等の委員氏名は公開されるべき情報であること

「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（1999（平成11）年4月27日閣議決定）（以下「本件閣議決定」という。）の別紙3「審議会等の運営に関する指針」では、「審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。」としており、同別紙4「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」では、懇談会等について「審議会等の公開に係る措置に準ずる」としている。このように審議会等・懇談会等の委員氏名は、閣議決定により公開されるべき情報とされている。

審査会は、法令に基づいて設置された組織であり、審議会等に該当すると考えられる。よって、その委員氏名は公開すべきである。

検討会議は懇談会等に該当すると思われるが、省令に基づいて設置された会議であり、「審議会等」に近い性質をもつ。それゆえ、審議会等に準じて、その委員氏名は公開すべきである。

(イ) 公開慣行があること

処分庁では、検討会議あるいは審査会と同様に、処分庁が設置した専門家の意見を徴する会議体について、これまで委員氏名を全て公開してきた慣行がある。

(ウ) 現に公開予定があること

検討会議については、「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議の公開について（案）」に記載のとおり、第1回会合において、「委員の氏名は、本会議の検討がとりまとまった後に公開する。」という取り決めをしていた。

また、審査会については、「高等学校等就学支援金の支給に関する審査会の運営について」に記載のとおり、「委員の氏名は、公正かつ中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれがなくなった後、速やかに公開する。」としていた。

このように、検討会議にせよ審査会にせよ、委員氏名について、現に公開予定がある。

検討会議の検討作業は終了しているし、審査会の作業も終了しているから、各委員氏名を公表すべきである。

(エ) 処分庁の理由には齟齬があること

法5条1号は、前段で個人識別情報を規定し、後段で個人識別ができない場合であっても不開示にできる場合について定めている。本件対象文書は、委員氏名と所属の開示を求めるものであるから、個人が識別できることが前提になっている。

この点、識別できない場合に関する理由付である「個人の権利利益を害するおそれがある情報」を処分庁は不開示の根拠としてあげる。しかし、これは本件とは事案の異なる場合の条文であるから、これを不開示理由として挙げることは自体誤りである。「個人の権利利益を害するおそれがある」情報とは、「匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの」であり（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」48頁）、本件対象文書とは、およそ性質が異なる。

ウ 法5条6号の不開示事由に該当しないこと

法5条6号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、「行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある」とあり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される」（前掲「詳解情報公開法」78頁）。

処分庁は、「委員個人の職業活動のみならず委員及びその家族の日常生活に多大な支障が及びかねない会議について、委員を引き受ける者がいなくなり、国が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と述べる。しかし、「委員やその家族の日常生活に対する支障が及ぶおそれ」自体、抽象的に「おそれ」を指摘するものに過ぎず、客観的に該当性が認められるものではない。ましてや、それにより「委員を引き受ける者がいなくなる」とするのは、推論の積み重ねに過ぎず、およそ「法的保護に値する蓋然性」の存在を示すものではない。

本件請求は、個々の発言と、それに対応する発言者氏名を明示した

議事録の開示等を求めるものでもない。仮にそのような請求の場合であっても、処分庁の述べる「おそれ」は抽象的レベルにとどまる。ましてや、本件では、個々の委員がどのような発言をしたのかまでわかる文書の開示を求めるものではないから、処分庁が述べる「おそれ」は、およそ合理的根拠を持たない。

エ 以上のとおり、本件処分は、法の解釈、運用を誤ったものであるから取り消されるべきである。

## (2) 意見書

ア はじめに

文部科学省（諮問庁）は、以下第3（理由説明書）において、本件対象文書の検討会議及び審査会をめぐる「特殊な状況」なるものを強調している。後述のとおり、そこで指摘されている事項が特殊と評価できるのか疑義があるうえ、そもそも文書開示の当否は法に定める要件に沿って判断されるべき事項であるから、諮問庁のいう「特殊な状況」が判断要素の中心になることはありえない。そこで、以下では、法の定める要件に沿って意見を述べ、その過程で「特殊な状況」に関する諮問庁の主張についても意見も述べる。

イ 法5条1号の不開示事由に該当しないこと

(ア) 本件閣議決定にしたがい公開されるべき情報であること

a 検討会議と審査会は審議会等に関するルールの適用を受けること

諮問庁も理由説明書において認めるとおり、本件閣議決定により、本件閣議決定上の「審議会等」に該当する場合には、委員の氏名等を「あらかじめ又は事後速やかに公表する」必要がある。

諮問庁は、本件の検討会議及び審査会は、本件閣議決定の別表に位置づけられていないので本件閣議決定の適用対象ではないと主張する。

しかし、諮問庁が説明するとおり、検討会議が設置されたのは2010年（平成22年）5月26日のことであるし、審査会の設置はそれ以降であるから、1999年に策定された本件閣議決定の別表に審査会や検討会議が記載されていないのは当然のことである。

後述のとおり、本件閣議決定は、それが出されたときより後に設置される会議体にも適用されることを予定した文書である。それゆえ、1999年時点における別表に載っていないことを根拠として、本件閣議決定の適用を受けないとはできない。本件閣議決定が定める審議会等あるいは懇談会等の成り

立ちや性質などを基準として、いずれに該当するか、あるいはいずれのルールを適用するのが妥当であるかを検討する必要がある。

b 本件閣議決定の定め

本件閣議決定別紙3「審議会等の運営に関する指針」では、審議会等について、「審議会等は、下部機関の設置、定足数、議決方法、議事の公開、その他会議の運営に関し必要な事項を規則の制定等により明定するものとする。」と規定している。

また、本件閣議決定別紙4「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」では、懇談会等について、「省令、訓令等を根拠としては開催しないものとする。また、懇談会等に関するいかなる文書においても、当該懇談会等を「設置する」等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないものとする。」「審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会の名称を用いないものとする。」と定めている。

まず、上記のとおり、本件閣議決定では、会議体を設置する段階での注意事項を記載しているから、本件閣議決定以降に新たに設置される会議体にも適用されることを前提にした文書であることが明らかである。そのうえで、項を分けて、本件での審査会・検討会議について検討する。

c 本件での検討

(a) 審査会

審査会について定めた「高等学校等就学支援金の支給に関する審査会」（2011（平成23）年7月1日文科科学大臣決定）」では、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則1条1項2号ハの規定に基づく指定に関する規程15条及び17条に定める「教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議」として、高等学校等就学支援金の支給に関する審査会を設置する。」と規定している。また、審査会の第1回会合では、「審査会の運営規則を決定」している。

つまり、審査会については、本件閣議決定の基準との関係で、次のことを指摘できる。

- ・ 懇談会等の場合には避けるべき「省令を根拠とした開催」をしている。
- ・ 懇談会等の場合には避けるべき「設置する」との文言を用いている。
- ・ 懇談会等の場合には避けるべき「審査会」の名称を用いて

いる。

- ・ 「審議会等の運営に関する指針」に沿う審査会の運営規則を決定している。

これらのことからすれば、審査会は、懇談会等ではなく、本件閣議決定にいう審議会等に該当するというべきである。

したがって、本件閣議決定に沿って、審査会の委員の氏名等は当然公開すべきである。

(b) 検討会議について

検討会議については、審議会等に該当するのか懇談会等に該当するのか明確ではない。しかし、後述する国会答弁において、川端大臣（当時）が、「検討会議というものの趣旨は、省令では文部科学大臣が定めるところによりと規定されているということに基づいて、私の決定で設置をいたしました。」、「教育制度の専門家という中で、一つは行政全般の専門、教員に関する専門家、専修学校の教育に関する専門家、それから高等学校教育に関する専門家の四分野と、都道府県教育委員会の関係をした経験のある方、それから法律、法学の専門家という六分野から、それぞれの専門家で構成をさせていただきました。」と述べている。

本来、検討会議は、懇談会等であれば避けるべき「省令に基づく設置」を公言している専門家の集まりである。したがって、検討会議についても、審議会等と同様に委員氏名は公表すべき情報にあたる应考虑すべきである。

(イ) 法の制度運営検討会を踏まえればなおさら公表すべきこと

法の附則 2 項を受けて、法の施行後 4 年を目途として法の見直しを検討した総務省の「情報公開法の制度運営に関する検討会」では、2005（平成 17）年 3 月 29 日付で報告書を策定した。その報告書は、現状認識として、「審議会等については、閣議決定により、委員の氏名を公表するとともに、会議又は議事録を原則公開することとされている」と指摘した上で、「改善措置等」として、「行政運営上の懇談会等の発言者の氏名については、各会議の性格等に応じ、公務員の氏名に準じて原則公開する方向で統一すること。」とし、また、「審議会等及び行政運営上の懇談会等については、各行政機関において、今後とも、その議事内容を始めとして情報提供の充実を図る必要がある。」と述べている。

国民主権を大原則とする現行憲法のもとで制定され「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的

確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」ことを目的とする法（1条）の趣旨に照らすならば，政府が行政運営上の意思決定を行う上で参考にするために開催する会議に関する情報は広く公開されるべきである。この検討会報告書は，この方向性に沿って，審議会等の委員氏名の公表を当然のこととした上で，懇談会等についても，原則として公開することを求めている。

本来であれば法の改正がなされて然るべきで，あったが，この検討会報告に沿った運用を徹底することで，法改正自体は見送られたという経緯がある。それゆえ，この検討会報告書は非常に重みを持っているのであり，それにしたがった運用を徹底する必要がある。

したがって，この検討会報告書を踏まえるならば，仮に検討会議や審査会が懇談会等に該当するとしても，委員氏名は公表すべき情報に該当する。

#### （ウ）公開慣行があること

諮問庁では，検討会議あるいは審査会と同様の会議体について，委員氏名をすべて公開してきた慣行がある。

このことは，文部科学大臣（当時）である下村博文国会議員が，かつて国会で，行った質問とそれへの回答から明らかである。すなわち，下村議員は，2010（平成22）年の第175回国会において，次のような質疑を行っている（第175回国会衆議院文部科学委員会第2号，2010（平成22）年9月8日（水曜日））。

##### ○下村委員

まず，朝鮮学校における授業料の無償化問題でありますけれども，これは我々が再三今まで指摘をしたように，この4月1日からスタートしたわけですが，国会で通ったのは3月の31日なわけですね。ですから，それまでの徹底期間もないままにスタートしたということで，これは朝鮮学校だけでなく，いろいろなところでいろいろな問題がたくさん起きています。

きょうは時間がありませんから，それはまた後で御指摘をしながら，ぜひ，より公正公平な制度，仕組みを考えていく必要があるのではないかというふうに思いますが，まず，今回の高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議，これが8月31日に公表された。これに沿って今後，これは実際は朝鮮学校が対象なのに一言も朝鮮学校という言葉が入っていないのもどうなのかなというふうに思いますが，公表されました。

これについて，同じような質問をしても意味がありませんから，昨日，我が党の義家議員が質問しています，それにのっとなって，さらにその先について質問させていただきたいと思えます。

参議院の文教科学委員会で、議事要旨及び会議資料は、審査を終了し、指定についての決定が行われた段階で公開予定との趣旨の答弁が川端大臣から昨日あったということです。さらに、現時点で非公開の理由として、最終的に決定された基準に基づく審査を検討会議で行う可能性もあり、したがって、すべての作業が終了したわけではないので現時点では非公開であると説明があったと。

つまり、質問というのは、この検討会議について、実態が全く見えない、五月からしているという話はあるけれども、今まで五回されたというのも後で聞いたけれども、そもそも内容が全く伝わってこない、果たしてこのような委員会というのが実際にかつてあったんだろうかと我々は疑問に思っているわけであります。

そこで質問いたしますが、この委員というのは何人いて、どんな委員がいたのか、これはいつ公表されるか、公開されるか。また、しないということであれば、なぜしないか。それから、これまで同じような検討会というのがあったけれども、委員を最後まで公開しなかった例というのはいないんじゃないかと思いますが、そういう例が実際あったのかどうか、これも確認したいと思います。

さらに、委員の中に朝鮮学校の利害関係者が含まれていたのかどうか。またさらに、議事録についても、完全な公開でもなく要旨での公開とした理由は何か。完全公開というのもよく行われているわけですが、要旨だけの公開となった理由は何なのかについてお聞きしたいと思います。

#### ○川端国務大臣

かねての議論の繰り返しはできるだけ避けたいと思いますが、高等学校に支援するというときに、高等学校に類するものというのを客観的、制度的にどうして担保できるかということを検討を加えたいということでありまして、検討会議というものの趣旨は、省令では文部科学大臣が定めるところによりと規定されているということに基づいて、私の決定で設置をいたしました。

その中で、名前は今公表していませんが、教育制度の専門家という中で、一つは行政全般の専門、教員に関する専門家、専修学校の教育に関する専門家、それから高等学校教育に関する専門家の四分野と、都道府県教育委員会の関係をした経験のある方、それから法律、法学の専門家という六分野から、それぞれ



の専門家で構成をさせていただきました。

そして、議論として、外部からの働き等のない静ひつな環境のもとで、委員の自らの御経験と見識に基づいた自由闊達な御議論をいただいて、公正中立に検討するという一方で、一番初めに集まっていた時に、会議は非公開とすること、議事要旨については本会議の検討が取りまとまった後に公開すること、委員の氏名は検討が取りまとまった後に公開することということで、第一回のこの皆さんのお集まりの中で御決定がされて進んできました。

一定の報告はいただきましたが、きのう義家委員の答弁をいたしましたように、基準に基づく審査を行っていただく可能性があるということで、現在、議事要旨、会議資料の公開を行っておりませんが、一区切りついた時点では議事要旨と会議資料の公開は行うつもりでございます。基準に基づく審査を終了し、指定についての決定を終えた段階で、公開することを予定しております。

ただ、委員の氏名については、委員から、委員個人の生活や職業活動に支障が及ぶことについて懸念を表明されておりました。現に今、高校無償化のホットラインを文部科学省は設置しておりますけれども、ここにおいても、一般的な表現でいいますと、粗暴な言辞による電話等が多数あります。

そういう部分で、会議終了後にその公開について、公開することは決めておりますが、時期については検討して、いつ頃するかを公表したいと思っております。

そして、そのような委員会があるかというお尋ねでありましたが、文部科学省関連でいいますと、いわゆるセンター試験の試験作問委員については、委員をやめてから一年後に官報で氏名だけ公表、委員の任期は二年ですが、その任期二年後の一年後に公表ということになっております。大学設置・学校法人審議会専門委員については、委員の任期終了後、三カ月後程度で公表しております。教科用図書検定調査審議会委員については、氏名は公表しているが、分属、どこを検定したかということについては検定審査終了の後に公表しているということで、それぞれケース、態様は違いますが、いろいろなケースで時期をずらしていることは幾つかございます。

以上の質疑のとおり、下村現大臣が「この検討会議について、実態が全く見えない」という問題意識をもって、委員名などの公開を求める立場から質問を行っている。そして、「委員を最後まで公開

しなかった例というのではないんじゃないかと思いますが、そういう例が実際あったのかどうか」などと質問をしている。これに対し、川端大臣（当時）は、氏名の公表時期、あるいは担当した箇所の公表時期をずらしている例があるとのみ述べている。つまり、処分庁のもとで開かれる審議会等や懇談会等では、委員氏名を公表する慣行が存在しているのであり、公開しない例は存してない。

また、文科省に対する「粗暴な言辞等による電話」が、この国会答弁時点でもすでに多数あったものの、追って委員氏名を公開するという方針があることを表明している。

下村現大臣は、自分が外部にいたときには公開を求める立場をとっておきつつ、自分が組織の側に立った途端、外部に実態が見えなくても良いという立場に変更したのであろうか。

#### (エ) 公開予定があること

委員名の公開予定があったことは、上記国会答弁からも明らかであるが、他にも公開予定があったことを示す資料がある。

検討会議では、第1回の会合において「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議の公開について（案）」を決めているが、その中で、「委員の氏名は、本会議の検討がとりまとまった後に公開する。」という取り決めがなされていた。

また、審査会では、「高等学校等就学支援金の支給に関する審査会の運営について」において、「委員の氏名は、公正かつ中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれがなくなった後、速やかに公開する。」とされている。

このように検討会議にせよ、審査会にせよ、委員氏名については公開予定がある。

この点、検討会議の委員氏名について、諮問庁は、先行答申の事案において、検討会議の委員に引き続き審査会の委員に就任してもらった可能性があったことや、文部科学省内に設置されている「高校就学支援ホットライン」に対して粗暴な言辞による意見が多数寄せられており、委員からも、委員個人の生活や職業生活に支障が及ぶことについて懸念が表明されていること等を根拠に法5条5号の適用を主張した。しかし、先行答申において情報公開審査会は、次のように述べて、処分庁の主張を認めなかった。

「検討会議における議論は、既に平成22年8月30日に取りまとめられ、同月31日に報告書として公表されているため、当該検討会議の検討作業は終了していると見るべきであり、もはや検討途上にはないと認められる。そのため、諮問庁が本件対象文書を不開示とする理由として説明する率直な意見の交換若しくは意思決定の

中立性が不当に損なわれるおそれなるものは、「高校就学支援ホットライン」に対して、粗暴な言辞による意見が多数寄せられているとしても、極めて抽象的であると言わざるを得ない。今後、検討会議の委員が審査会の委員に委嘱される可能性があるとしても、検討会議と審査会は法的に全く別個の組織、制度である上、検討会議の委員が審査会の委員に委嘱されるか否かという将来の不確定的事実をもって、過去の検討会議を構成した委員の氏名を不開示とする理由とはならない。」

仮に検討会議の委員が現に審査会の委員に委嘱されたという事実があったとすれば、その限りでは上記先行答申は妥当しないことになるが、諮問庁も述べるとおり、審査会は2013（平成25）年9月までに開催されて審査を終了している。現時点では審査会の審査が終了して1年半以上が経過しているのであるから、もはや委員氏名を公表しない理由はない。

審査会は「委員の氏名は、公正かつ中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれがなくなった後、速やかに公表する」としているが、審査会の基になる省令が2013（平25）年2月20日に削除され、審査会は既に存在しないのであるから、「審査に支障を及ぼすおそれ」はあり得ない。

（オ）諮問庁が主張する「特殊な状況」について

なお、諮問庁は、「特殊な状況」として、「粗暴な言辞」や委員が開示に強い懸念や不安を示す回答をしていることを指摘する。

しかし、上記で引用した国会答弁の段階でも、既に「粗暴な言辞による電話等が多数」あった上、「委員から、委員個人の生活や職業活動に支障が及ぶことについて懸念を表明されていた」。そのことを踏まえた上で、委員名を将来公表することが予定されていたのである。

また、先行答申において情報公開審査会も指摘しているように、仮に「高校就学支援ホットライン」に対して、粗暴な言辞による意見が多数寄せられているとしても、極めて抽象的であると言わざるを得ないのであって、そのことは、不開示を正当化する根拠にはならない。仮に粗暴な言辞による意見が多数寄せられているという事実があるとしても、それは、検討会や審査会が開催されていた過去のこと、現在は沈静化しているであろうし、苦情はあくまでも文部科学省という組織に向けられたものと考えられる。仮に委員個人に向けたものであるとしても、会議を主催している文部科学省に対して委員に対する苦情を伝えたいだけの可能性もある。

また、本件請求では、委員氏名や所属の公開は求めているものの、

各委員が具体的にどのような発言をしたのかまで求めているものではない。この点が不明であれば、個々の委員に対して抗議等が行われる事態は想定できない。

さらに言えば、仮に一部に粗暴な言辞をする者がいるとしても、それに対しては警察等を通じて個別に対応すべきであり、そのことゆえに、他者による評価や健全な批判の余地を封じることが許されない。そのような取り扱いは、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」法の目的に完全に背馳する。

また、諮問庁は、「特殊な状況」として、訴訟が係属していることや裁判を支援する会による文部科学省前での大規模な抗議活動といった事項を指摘している。しかし、これらは憲法上の「裁判を受ける権利」、あるいは憲法上の「表現の自由」の行使である。これらの事情ゆえに、何ゆえ不開示を正当化する事情になり得るとするのか、首を傾げざるをえない。

さらに、諮問庁は、「特殊な状況」として、この問題に関する報道が多く、国民の関心が極めて高いことを指摘する。しかし、そのような事情は、むしろ本件で開示を求めている対象情報を開示すべき根拠になることはあっても、反対に働く事情とはなり得ないはずである。

行政が取り扱う事項については、国民の関心が高い事項は多々あり、市民の間にはさまざまな意見がある。政府の方針に反対する者もいれば、ある決定等について訴訟が提起される場合もあるであろう。本件のみが特殊であるかのような諮問庁の主張は到底認められない。

#### ウ 法5条6号の不開示事由に該当しないこと

法5条6号に該当しないことについては、すでに異議申立書（上記（1））で述べたとおりである。また、同条1号との関連で上述した「特殊な状況」に関する意見が、同条6号についても同様に妥当する。

なお、諮問庁は、「関係者を暴力行為により脅迫する蓋然性が認められる」とする。しかし、諮問庁の述べたとおり、「検討会議や審査会についていえば、あくまで、文部科学大臣がその権限と責任の下、本件規程や対象校の指定基準の適合性について判断する際の参考とするために、教育制度に関する専門家その他の学識経験者に意見を聴くこととし、参集を求めたもの」である。自らの責任をもって判断した文部科学大臣に対し、本件に関連して暴力行為により脅迫が行われたといった事例はないであろう（現職の大臣で、あれば警備がつくから、警備ゆえに暴力行為による脅迫が防げたといった

理屈があり得るかもしれないが、大臣を退いた後にはそのような警備はないであろう)。そうであるとすれば、単に参考意見を述べた(しかも、誰が個別にどのような意見を述べたかはわからない)元委員に対して暴力行為により脅迫がなされる蓋然性があるなどとは到底できないはずである。この観点からも、諮問庁の主張には理由がない。

以上のとおり、諮問庁の理由説明には妥当性がなく、本件処分を取消しのうえ、対象文書を開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 異議申立てに係る行政文書等について

本件異議申立てに係る行政文書は、①平成22年5月26日に設置され、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給対象校に関して、「高等学校に類する課程」として満たすべき基準や手続等について検討を行った「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」の委員名が分かる文書及び②検討会議の報告に基づき策定された「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程(以下「本件規程」という。)」に基づき、外国人学校の要件適合性を審査した「高等学校等就学支援金の支給に関する審査会」の委員名が分かる文書である。

文部科学大臣が、本件対象文書の情報につき、法5条1号及び6号の不開示情報に該当することから不開示としたところ、異議申立人から、原処分の取消しを求める旨の異議申立てがなされたところである。

#### 2 原処分に当たって考慮した事情

本件対象文書の検討会議及び審査会をめぐっては特殊な状況が存在しており、原処分の実施に当たっては、以下の事情を考慮した。

##### (1) 朝鮮高級学校に対する不指定処分

###### ア 検討会議と審査会

検討会議は、就学支援金の支給対象校である「高等学校の課程に類する課程」を置く外国人学校を指定するための、審査の基準及び手続等について検討を行うために設置された。平成22年8月30日、検討会議は、審査の基準及び手続等の在り方について文部科学大臣に報告を行い、その後、文部科学大臣が、当該報告等を踏まえ、同年11月5日に本件規程を決定した。本件規程15条においては、「文部科学大臣は、規則1条1項2号ハの規定による指定を行おうとするときは、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議(審査会)の意見を聴くものとされており、検討会議の委員が、そのまま審査会の委員として、朝鮮高級学校の審査基準の適合性について審査を行った。

## イ 審査と不指定処分

本件規程は、「高等学校の課程に類する課程」を置く指定の対象となる学校の修業年限、授業科目、教員、校地・校舎、学校運営の状況等について、基準を定めるものである。平成22年11月下旬に10校の朝鮮高級学校から文部科学大臣に指定の申請があり、その後、文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室の調査や、審査会における審査が行われた。審査会は計4回（平成23年11月～平成24年9月）開催されたが、朝鮮高級学校と北朝鮮・朝鮮総聯（在日本朝鮮人総联合会）との関係性から、同校が教育基本法16条1項が禁ずる「不当な支配」を受けている疑いがあること、朝鮮高級学校において適正な学校運営がなされていないことなどについて多数の情報が外部から報告された（公安調査庁、警察庁等の公的機関の報告、報道、関係団体からの指摘、北朝鮮・朝鮮総聯の公表資料など）。結果、「法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」とする審査基準（本件規程13条）に適合していることについて、審査会は確証が得られず、基準に適合するとの意見のとりまとめを行えないまま、審査は終了した。

これらの状況等を踏まえ、文部科学大臣は、平成25年2月20日、朝鮮高級学校（申請のあった10校）に対して、就学支援金の対象校として指定しないこととした不指定処分を行った。

## (2) 訴訟

朝鮮高級学校に対する不指定処分を受け、平成25年1月から平成26年2月にかけて、学校（申請のあった10校中5校）や生徒から、国を被告として、同処分の取消しや損害賠償請求を求める訴訟が計5件提起された。

本件の訴訟は、各地の地方裁判所において現在係争中である。

## (3) 朝鮮高級学校の指定に係る審査に対する外部からの意見・活動

### ア 朝鮮高級学校の指定に反対する者からの粗暴な言辞

検討会議の議論や朝鮮高級学校の指定に係る審査が開始された後、同校の指定に反対する者から、文部科学省に対して粗暴な言辞が寄せられた。その内容を見れば、暴力行為により文部科学省職員や関係者を脅迫するようなものとなっている。

### イ 朝鮮高級学校関係者による活動

朝鮮高級学校関係者（生徒、保護者、学校関係者等）は、朝鮮高級学校の審査途中から、朝鮮高級学校の指定を求めて数次にわたり文部科学省に要請活動を行ってきた。また、街頭宣伝や集会の実施など、行政機関への要請活動以外にも、多方面で活動を展開している。例えば、各地で「裁判を支援する会」などの集会が定期的に開催さ

れ、また、「金曜行動」として毎週金曜日に文部科学省前で大規模な抗議活動が展開されており、数百人に上る関係者が参加している。

このような朝鮮高級学校関係者による活動は、「朝鮮総聯は、我が国政府の「高校無償化」措置に関し、朝鮮総聯中央に「対策委員会」を設置し（2月）、朝鮮人学校生徒への「無償化」適用実現に向けた活動に組織を挙げて取り組んだ。これら活動では、主に、朝鮮人学校教職員・父兄・生徒、日本人支援者らを前面に出して、「無償化」適用を求める世論の幅広い喚起に努め、我が国政府や政界関係者への要請活動、記者会見、集会・デモ、街頭署名運動などを継続的に実施するとともに、国連人権理事会などの国際機関に対しても「適用除外は人権侵害・差別」などと訴えた。」（内外情勢の回顧と展望（平成23年（2011年）1月）」（公安調査庁）の報告（14ページ））とあることから分かるように、朝鮮総聯の組織的な活動として行われている。

#### ウ 報道

本件の朝鮮高級学校の指定に係る問題は、北朝鮮・朝鮮総聯との関係性という観点から国民の関心が極めて高く、問題について取り上げる新聞等の報道は膨大な数にわたる。

#### (4) 検討会議及び審査会の各委員からの意見

文部科学省は、上記（1）ないし（3）の特殊な状況があることを考慮し、本件対象文書の開示による支障の有無について、各委員に対して意見照会を実施した。意見照会の結果、全ての委員から、朝鮮高級学校関係者からの抗議活動、報道機関からの取材活動により、委員個人の職業生活のみならず、委員及びその家族の日常生活にも多大な支障が及ぶおそれがあること等、開示について強い懸念や不安を示す旨の回答があった。

#### 3 不開示情報該当性

本件対象文書には、検討会議及び審査会の委員名及び所属（以下、併せて「委員名等」という。）が記載されているところであるが、この情報は、以下に掲げる理由から、法5条1号及び6号に該当する。

#### (1) 法5条1号該当性

ア 本件対象文書には、個人の氏名、所属が記載されているため、法5条1号の「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

ただし、法5条1号に該当する情報であっても、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれかに該当する場合は開示しなければならないこととされているため、次に、同条1号ただし書イ、ロ又はハの該当性

について述べる。

イ まず先に、法5条1号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であり、本件対象文書に記載されている情報は同条1号ただし書イには該当しない。

次に、法5条1号ただし書ハは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」であり、本件の委員は、公務員等ではないため、本件対象文書に記載されている情報は同条1号ただし書ハには該当しない。

ウ 本件対象文書の情報は、政府の施策の実施に当たって設置した会議の委員名等であるため、法5条1号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか否かを、検討しなければならない。

まず、検討会議又は審査会は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）、同法施行令及び同法施行規則の法令において規定されているものではないため、委員名等について「法令の規定により」公にされ、又は公にすることが予定されているものではない。

また、「慣行として」公にされ、又は公にすることが予定されているかについてであるが、政府において設置する審議会等の運営については、本件閣議決定において定められている。本件閣議決定は、審議会等の委員の氏名等の公開については、「あらかじめ又は事後速やかに公表する。」としているが、この本件閣議決定の適用対象となる「審議会等」とは、本件閣議決定の別表に定められているものとされている。本件の検討会議及び審査会は、この本件閣議決定の別表には位置付けられていないため、本件閣議決定の適用対象ではない。

なお、本件閣議決定の審議会等ではなくとも、懇談会等行政運営上の会合（行政運営上の参考に資するため、大臣等の決裁を経て、大臣等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの（本件閣議決定別紙4参照。））についても、「審議会等とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであることに留意した上、審議会等の公開に係る措置に準ずる」とされている。懇談会等については、あくまで「審議会等の公開に係る措置に準ずる」とされているのみで



あり、必ず、委員名等を公表することを義務付けているものではない。これは、懇談会等に係る上記の性格に鑑みて、いかなる場合でも審議会等と同様に取り扱うべきではないとする趣旨であると考えられる。

本件の検討会議及び審査会は、この懇談会等に該当するものと考えられる。本件の検討会議や審査会についていえば、あくまで、文部科学大臣がその権限と責任の下、本件規程や対象校の指定基準の適合性について判断する際の参考とするために、教育制度に関する専門家その他の学識経験者に意見を聴くこととし、参集を求めたものである。このため、検討会議や審査会の意見自体には法的拘束力はない。また、本件は、上記2（1）ないし（4）において述べたような、朝鮮高級学校と北朝鮮・朝鮮総聯との関係性や、朝鮮高級学校の指定の是非に関する国民からの関心が極めて高いことなど、通常では想定し得ない特殊な状況の下、委員個人の職業活動のみならず、委員及びその家族の日常生活にも多大な支障が及ぶおそれのある場合であって、かつ、開示に強い懸念と不安を示す旨の意見が、全ての委員から提出されている。本件閣議決定の趣旨からすれば、懇談会等の場合、上記のような会議体の性格や事情等を考慮して、委員名等を公開しないこととする判断も許容されるものと解される。

したがって、政府の慣行として、本件の検討会議及び審査会の委員名等を公表することとはされておらず、本件対象文書の情報は、法5条1号ただし書イには該当しない。

エ 以上述べたとおり、本件対象文書の情報は、個人に関する情報であり、かつ、法5条1号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないものであるから、同条1号の不開示情報に該当する。

## （2）法5条6号該当性

本件の原処分は、上記2（1）ないし（4）までにおいて述べたとおり、朝鮮高級学校と北朝鮮・朝鮮総聯との関係性や、朝鮮高級学校の指定の是非に関する国民からの関心が極めて高いことなど、通常では想定しえない特殊な状況を考慮して、委員個人の職業活動のみならず委員及びその家族の日常生活に多大な支障が及びかねない状況で委員名等を開示することにより、今後、同種の会議について、委員を引き受ける者がいなくなり、国が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法5条6号に該当すると判断したものである。

## （3）まとめ

以上のことから、本件対象文書の情報は、法5条1号及び6号に該当するため原処分は適法であるといえる。したがって、異議申立人の原処分を取り消すべきとの主張は認められず、当該異議は却下されるべきも

のと考える。

#### 4 異議申立人の主張について

##### (1) 「ア 先行答申の存在」について

ア 異議申立人は、過去の同種の処分に係る情報公開・個人情報保護審査会の先行答申について指摘し、「本件処分は、先行答申時の経験を踏まえ、処分庁が、法5条5号では情報公開・個人情報保護審査会に認められなかったことから、代わりに同条1号及び同6号の主張をし始めたものと推察される。しかし、それが重要な不開示理由なのであれば、そもそも先行答申のときに主張していたはずである。そのときには主張せず、後から主張し始めた経緯自体、同条1号及び6号を本来的不開示理由と処分庁が考えていなかったことを示している。この経緯からも、そもそも今回処分庁が主張している同条1号及び6号の妥当性は認められない。」と主張する。

イ しかしながら、先行答申の際の事案と今回の事案は、対象となっている文書が一部同一であるとしても、先行答申の際の事案とは、開示請求があった時点も異なり、また、朝鮮高級学校の指定に係る審査に対する外部からの意見・活動が激化し、その状況等は大きく変動しているため、不開示事由も異なっているのである。すなわち、先行答申の際には、審査会の審査が終了していない状況であったため、法5条5号の該当性を不開示事由としている。一方で、本件においては、上記2及び3で述べたとおり、原処分時点の朝鮮高級学校に係る状況や委員個人の意見等を踏まえた上で、本件対象文書の情報が法5条1号及び6号に該当すると判断しているのである。したがって、異議申立人の主張は失当であり、認められない。

##### (2) 「イ 法5条1号の不開示事由に該当しないこと」について

ア 異議申立人の指摘する本件閣議決定に係る主張については、上記3(1)ウのとおりである。

イ 異議申立人は、「処分庁では、検討会議あるいは審査会と同様に、処分庁が設置した専門家の意見を徴する会議体について、これまで委員氏名を全て公開してきた慣行がある。」と主張する。しかしながら、本件の原処分は、上記2(1)ないし(4)において述べたとおり、朝鮮高級学校と北朝鮮・朝鮮総聯との関係性や、朝鮮高級学校の指定の是非に関する国民からの関心が極めて高いことなど、通常では想定しえない本件固有の特殊な状況を考慮して行ったものであるから、たとえ他の会議において委員名等が公表されているとしても、直ちに同様に公表すべきものとすることはできない。

ウ 異議申立人は、平成22年5月26日の「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議の公開について」及び平成23年7月1日の

「高等学校等就学支援金の支給に関する審査会の運営について」において、委員の氏名は、事後に公開する旨が定められていたことを指摘する。

しかしながら、上記の公開の取扱いについては、検討会議及び審査会のそれぞれの議論を開始する時点で、上記2（1）ないし（4）の事情が存在していない状況又はその一部しか存在していない状況の下、定められたものである。当該取扱いを定めた後、朝鮮高級学校の指定に反対する者からの粗暴な言辞、朝鮮高級学校関係者からの要請活動、審査によって明らかとなった朝鮮高級学校と北朝鮮・朝鮮総連との関係性、不指定処分後の訴訟の提起など、本件の特殊な状況が大きく変動しているのであるから、当該取扱いの定めを前提に公表すべきとする異議申立人の主張は、失当である。

エ 異議申立人は、処分庁が不開示通知書において、「法5条1号の個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当することから不開示とする。」と記載していることを受け、「個人の権利利益を害するおそれがある」という文言は、個人を識別できない場合に関する情報の文言であり、処分理由に齟齬があると主張する。

しかしながら、原処分不開示決定通知書の文言は、法5条1号を厳密に引用しながら記載しているものではない。原処分の不開示情報該当性の判断において、本件対象文書の情報が同号の個人に関する情報に該当するものとし、その判断の中で、個人の権利利益を害するおそれがある状況を考慮している（上記3（1）ウ参照）ため、当該文言を記載しているまでである。仮に、不開示決定通知書の記載に不明確な部分があったとしても、原処分の理由は上記第3で述べたとおり適法であるため、直ちに同処分が違法となるものではない。

（3）「ウ 法5条6号の不開示事由に該当しないこと」について

ア 異議申立人は、「法5条6号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、「行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある」とし、「「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される」とする。その上で、（処分庁が掲げる理由である）「「委員やその家族の日常生活に対する支障が及ぶおそれ」自体、抽象的に「おそれ」を指摘するものに過ぎず、客観的に該当性が認められるものではない。ましてや、それにより「委員を引き受ける者がいなくなる」とするのは、推論の積み重ねに過ぎず、およそ「法的保護に値する蓋然性」の存在を示すものではない。」と主張する。

イ しかしながら，原処分は，上記２（１）ないし（４）までにおいて述べたとおり，朝鮮高級学校と北朝鮮・朝鮮総聯との関係性や，朝鮮高級学校の指定の是非に関する国民からの関心が極めて高いことなど，通常では想定しえない特殊な状況を考慮して行ったものである。例えば，朝鮮高級学校の指定に反対する者からの粗暴な言辞には，関係者を暴力行為により脅迫する蓋然性が認められる。また，朝鮮高級学校関係者が文部科学省に対して実施する要請活動は大規模に及び，要請活動を委員個人として受けた場合，委員本人又はその家族に危害が及ぶ蓋然性は高い。さらに，訴訟が提起されている状況では，氏名の公表により，委員個人に対してマスコミ等の取材活動が行われることも容易に想像することができる。

このような委員個人の法的利益が害される事態が発生する蓋然性については，本件の開示前の意見照会において，全ての委員から明示的に懸念が示されたのであるから，異議申立人の主張するような「確率的な可能性」程度の「おそれ」であるとは到底言えない。また，法的利益が害される事態が一度でも発生した場合，委員個人において，他の審議会等の委員を引き受けることに支障が生ずることは明らかであり，一旦法的利益の侵害が生じてしまってからでは取り返しのつかない事態となる。したがって，国が行う事務又は事業の適正な遂行に支障が及ぶとする処分庁の理由について，「推論の積み重ねにすぎない」とする異議申立人の主張は認められない。

ウ なお，異議申立人は，「本件開示請求は，個々の発言と，それに対応する発言者氏名を明示した議事録の開示等を求めるものでもない。」とし，それにより，「処分庁が述べる「おそれ」は，およそ合理的根拠を持たない。」と主張するが，委員個人の発言が明らかになるか否かで，不開示情報該当性を判断するものではなく，委員個人の氏名を公表した際，委員個人の法的利益が害される可能性があるか否かで判断しているのである。上記２（１）ないし（４）において述べた本件の朝鮮高級学校に係る特殊な状況の下では，発言が明らかとはならずとも，委員名等が公になることにより，委員個人の法的利益が害される蓋然性が高いと判断したものであり，不開示情報該当性の判断に合理的根拠がないとする異議申立人の主張は認められない。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成２７年１月１３日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月２７日      | 審議            |
| ④ | 同年３月１０日    | 異議申立人から意見書を收受 |

⑤ 平成29年11月22日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，  
本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年12月15日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は，検討会議の委員名簿（文書1）及び審査会の委員名簿（文書2）の開示を求めるものであり，処分庁は，その全部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し，異議申立人は原処分の取消しを求めているが，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，その不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁の説明によると，検討会議は，就学支援金の支給対象校である「高等学校の課程に類する課程」を置く外国人学校を指定するための「審査の基準及び手続等」について検討を行うために設置されたものであり，一方，審査会は，文部科学大臣が外国人学校を指定するに当たって，指定基準の適合性を判断する際の参考とするために，教育制度に関する専門家その他の学識経験者に意見を聴くために設置され，検討会議の議論を踏まえて設けた審査基準に照らして，外国人学校の要件適合性を審査したものであるから，両者の性格は全く異なることが認められる。

(2) 本件対象文書は，検討会議の委員名簿（文書1）及び審査会の委員名簿（文書2）であるところ，そのうち，文書1については，先行答申（平成24年度（行情）答申第419号）において，法5条5号該当性が否定され「開示すべきである」と判断されているが，原処分では文書1及び文書2ともに，その全部が同条1号及び6号に該当するとして不開示とされている。

そこで，当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，適用条項を変更した理由及び本件対象文書の法5条1号及び6号該当性について改めて確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のように説明する。

#### ア 先行答申について

先行答申に係る先行処分は，文書1と同一の対象文書について，法5条5号に該当するとして不開示としたが，先行処分当時（平成23年5月9日），検討会議は平成22年8月30日に報告書を取りまとめてその役割を終了しており，また，審査会は未だ設置されておらず，検討会議の委員が審査会の委員に委嘱されるか否か未確定であったことから，先行答申では，文書1と同一の対象文書について，同号に該当せず，開示すべきであると判断された。

しかしながら，諮問庁は，先行処分後，先行答申のあった平成25

年1月30日までの間に事情が変更したこと，すなわち，平成23年7月1日に審査会が設置され，検討会議の委員がそのまま審査会の委員に就任し，朝鮮高級学校が審査基準に適合するか否かを審査していたことから，先行答申に反するものの，不開示を維持すべきと判断し，不開示理由に法5条6号を追加して先行処分に対する異議申立てを棄却する決定を行った。

本件開示請求についても，先行処分当時と事情が異なることから，以下に詳述するとおり，本件対象文書について，法5条1号及び6号に該当すると判断している。

イ 法5条1号該当性について

(ア) 検討会議及び審査会は，本件閣議決定による「審議会等」に該当せず，「懇談会等」に該当する。「懇談会等」については，委員名等を公表することが義務付けられているものではない。

また，本件は，上記第3の2(1)ないし(4)に記すような，通常では想定し得ない特殊な状況の下，委員個人の職業活動のみならず，委員及びその家族の日常生活にも多大な支障が及ぶおそれのある場合であって，かつ，開示に強い懸念と不安を示す旨の意見が，全ての委員から提出されている状況であるから，懇談会等の場合，このような会議体の性格や事情等を考慮して委員名等を公開しないこととする判断も本件閣議決定の趣旨に反するとはいえず，許容される。

(イ) 異議申立人は，「文部科学省では，検討会議あるいは審査会と同様に，これまで，専門家の意見を徴する会議体については，全て委員氏名を公開してきた慣行がある」と主張するが，朝鮮高級学校と北朝鮮・朝鮮総聯（在日本朝鮮人総聯合会）との関係性など，通常では想定し得ない本件固有の特殊な状況を考慮すると，たとえ他の会議において委員名等が公表されているとしても，直ちに同様に公表すべきものとすることはできない。

(ウ) 異議申立人は，検討会議及び審査会ともに，自ら定めた取扱いにおいて，委員氏名を事後に公開する旨が定められていたことを指摘する。しかしながら，当該取扱いについては，検討会議及び審査会がそれぞれの議論を開始する時点で，上記第3の2(1)ないし(4)に記す事情が存在していない状況（又はその一部しか存在していない状況）の下に定められたものである。

当該取扱いを定めた後，朝鮮高級学校の指定に反対する者からの粗暴な言辞，朝鮮高級学校関係者からの要請活動，審査によって明らかとなった朝鮮高級学校と北朝鮮・朝鮮総聯との関係性，不指定処分後の訴訟の提起など，本件の特殊な状況が大きく変動してい

る。

ウ 法5条6号該当性について

(ア) 原処分は、上記第3の2(1)ないし(4)に記すとおり、朝鮮高級学校と北朝鮮・朝鮮総連との関係性など、通常では想定し得ない特殊な状況を考慮して、委員個人の職業活動のみならず委員及びその家族の日常生活に多大な支障が及びかねない状況で委員名等を開示することにより、今後、同種の会議について、委員を引き受ける者がいなくなり、国が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したものである。

(イ) 異議申立人は、「委員を引き受ける者がいなくなる」とするのは、「確率的な可能性」程度の「おそれ」であり、「法的保護に値する蓋然性」の存在を示すものではない」と主張する。

しかしながら、以下のような委員個人の法的利益が害される事態が発生する蓋然性については、本件の開示前の意見照会において、全ての委員から明示的に懸念が示されており、異議申立人の主張するような「確率的な可能性」程度の「おそれ」であるとは到底いえない。

a 朝鮮高級学校の指定に反対する者からの粗暴な言辞には、関係者を暴力行為により脅迫する蓋然性が認められる。

b 朝鮮高級学校関係者が文部科学省に対して実施する要請活動は大規模に及び、要請活動を委員個人として受けた場合、委員本人又はその家族に危害が及ぶ蓋然性は高い。

c 膨大な新聞等の報道や訴訟が提起されている状況では、氏名の公表により、委員個人に対してマスコミ等の取材活動が行われることも容易に想像することができる。

(ウ) 法的利益が害される事態が一度でも発生した場合、委員個人において、他の審議会等の委員を引き受けることに支障が生ずることは明らかであり、一旦法的利益の侵害が生じてしまってからでは取り返しのつかない事態となる。

(エ) 異議申立人は、「本件開示請求は、個々の発言と、それに対応する発言者氏名を明示した議事録の開示等を求めるものでもない」ので、「処分庁が述べる「おそれ」は、およそ合理的根拠を持たない」と主張するが、委員個人の発言が明らかになるか否かで、不開示情報該当性を判断するものではなく、委員個人の氏名を公表した際、委員個人の法的利益が害される可能性があるか否かで判断している。上記第3の2(1)ないし(4)において示すとおり本件の朝鮮高級学校に係る特殊な状況の下では、発言が明らかとはならずとも、委員名等が公になることにより、委員個人の法的利益が害さ

れる蓋然性が高いと判断した。

(3) 諮問庁は、上記(2)ウ(ア)のとおり、本件対象文書を開示すると、今後、同種の会議について委員を引き受ける者がいなくなる旨説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、検討会議及び審査会の今後の開催の方向性について確認させたところ、検討会議は、平成22年に「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について(報告)」を取りまとめて既にその役割を終えているが、審査会は、現時点でその活動は行われていないものの、以下の事情から、まだその役割自体は終わっていないとのことである。

ア 今後、新たな外国人学校からの指定申請は想定されていないが、既に指定を受けた外国人学校について、指定の取消しを行おうとする際、必要に応じて、審査会が招集され、指定の取消しに係る審査を行うこととなる。

イ また、係争中の朝鮮学校就学支援金関係訴訟の判決次第では、改めて審査を行うことが考えられる。

そうすると、諮問庁が説明する上記第3の2(1)ないし(4)の特殊な状況や事情を踏まえると、審査会の委員氏名を公にした場合、今後の審査会の開催に際して、当該審査会の委員を引き受ける者がいなくなるおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。また、検討会議の委員は、審査会の委員と同じであることから、当該部分を公にした場合、審査会の委員を公にした場合と同様の結果になるものと認められる。

したがって、本件対象文書は法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

## (第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司